

令和 8 年第 5 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 8 年 5 月 26 日（火） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 304

【出席委員】 農業委員	2 新井淳一、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、6 小峯健治、 8 白根菊枝、9 砂川富夫、10 原島貞夫
【欠席委員】	1 青木孝一、5 植野成美、7 渋谷安弘
【傍聴人】	なし
事務局長 (代理)	<p>只今より、令和 8 年第 5 回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員 10 名のうち 7 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>なお、青木委員及び事務局長の武藤につきましては、「北足立農業委員会連絡会理事会総会」に出席のため、欠席となりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日武藤に代わり、進行を務めさせていただきます、雨宮と申します。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、次第の 2 に移らせていただきます。「あいさつ」を、砂川会長よりいたします。</p>
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第 4 条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の 3 「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>3 番の荒井委員と、4 番の荒岡委員にいたします。</p>
議長	<p>それでは、次第の 4 「議事」に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をいたします。</p>

事務局

それでは、説明させていただきます。

今月の農地法第3条の許可申請は、1件です。

農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。

農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の4つの要件を全て満たすことが必要になります。

1つ目が、全部効率要件です。

申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。

2つ目が、農作業常時従事要件です。

申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があり、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。

3つ目が、地域との調和要件です。

申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。

4つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今月の案件には関係ございません。

それでは、第1号議案について説明させていただきます。

譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。

所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっております。

譲渡人については、農業をやっておらず、農地の管理が難しいことから、今回の申請に至っております。

譲受人は、世帯で211,930.08㎡の農地を耕作しております。事務局で確認したところ、所有する農地について、適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。

また、今回購入予定の農地については、1,014㎡であり、かつ自宅から100mの位置にあり、通作距離及び、機械の保有状況も問題ないことから、耕作は十分に可能と考えております。

また、譲受人は年間300日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査副班長の新井委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。

新井委員	5月18日に現地調査を行いました。申請地は概ね管理されており、大きな問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	異議なし
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして第2号議案「農用地利用集積等促進計画(案)」についてですが、議案に関係する委員がおりますので、退席をお願いしたいと思います。(新井委員)【新井委員退席】それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第2号議案について説明いたします。出し手と受け手の間に農地中間管理機構(埼玉県農林公社)が入る貸し借りとなります。そのため、例え受け手側の状況が変化し、農地の返還が行われたとしても、最長1年間は農地中間管理機構が土地を管理し、その間に次の受け手を探してくれる点が大きな違いとなっています。</p> <p>1人目の借受人についてですが、元々認定農家であった農業者になります。事務局で調べたところ、所有地等はすべて適正に管理されている状況でした。機械の保有状況、年間従事日数からも問題がないと考えられます。</p> <p>次に2人目の法人の借受人についてですが、他市の認定農業者で、過去に基盤強化法を利用した、借受の実績があります。これらの農地も適切に管理していることから、問題がないと思われれます。</p> <p>次に3人目の法人の借受人ですが、他市で農地の購入実績があり、農地所有適格者法人となっています。これまでも農地の借受をしており、それらの農地の管理も問題がない状況です。</p> <p>最後に、4人目の借受人についてですが、年間従事日数が300日であり、機械の保有状況も問題がない状況です。また所有地はすべて適切に管理されています。事務局からは以上となります。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班の荒岡委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
荒岡委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>5月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、おおむね問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。それでは、新井委員に戻るように伝えてください。</p> <p>続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決処分 の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法第5条の届出が1件となっております。転用目的は、住宅敷地 となっております。なお、令和8年5月1日までに行われた専決処分と なっております。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>次に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和8年6月17日（水）の午前9時から、第1班 が行いますので、市役所3階の会議室303にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和8年6月24日（水）の午後2時 から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしくお願ひいたし ます。事務局からは以上です。</p>

議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長 (代理)	会長ありがとうございました。 それでは、午後 2 時 30 分をもちまして、令和 8 年第 5 回桶川市農業 委員会総会を閉会いたします。